

その火事を防ぐあなたに 金メダル

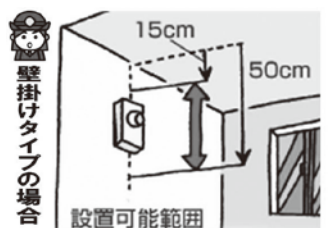
住宅用火災警報器を設置していますか？

国内の住宅火災による死者の原因のうち多いのは、「発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの」などといった、いわゆる「逃げ遅れ」であると報告されています。

火災の発生を早く知り「逃げ遅れ」を防ぐため、火災予防条例ですべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。まだ設置していないご家庭は設置しましょう。

設置場所は？

住宅用火災警報器は、原則として寝室と階段に煙式のものの設置が必要で、取り付け位置は次のとおりです。



いざというとき
作動しますか？

「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうかが、確認してみましょう。警報音が鳴らない場合は交換しましょう。

本体寿命はおおむね10年！

住宅用火災警報器本体内部にはセンサー等電子部品が組み込まれていることから、その寿命はおおむね10年とされています。設置義務化が始まって10年以上たちました。設置時期や機器の製造年を確認してみてください。

電池切れ
に注意！



住宅用火災警報器の「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、作動するかどうか点検できます。

点検時に音が鳴らないときは、電池切れや本体の寿命により故障している可能性があります。



点検は
定期的に！



いざというときにきちんと作動するよう、お手入れや点検を定期的に行い必要に応じて機器の交換を検討してください。

問合 消防本部予防課設備G ☎23-0419

2月7日は北方領土の日

北方領土とは、^{はぼまい}歯舞群島、^{しこたん}色丹島、^{くなしり}国後島、^{えぞがき}択捉島の4島のことで、北海道の東北洋上に連なる島々です。

津島市ではこの北方領土が返還されることを願い、昭和55年12月22日「北方領土返還運動都市宣言」をし、返還を呼びかけています。

問合 総務課庶務G ☎55-9606

2月は「家庭の日」県民運動強調月間

親子の対話がつくる よい家庭

愛知県では、親子が対話する機会をつくろうという趣旨で、毎月第3日曜日を「家庭の日」としています。

家庭は、青少年にとって最も基本的な人間形成の場です。

家庭での会話を増やし、明るく楽しい家庭づくりに取り組みましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内)

☎55-9421

シートベルト着用徹底強化旬間

2月11日(木・祝)～20日(土)

まあだだよ ベルトみんなが しめるまで

後部座席にもシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。車に乗る時は、近距離・長距離を問わず、必ず全員がシートベルトを着用する習慣を身につけましょう。



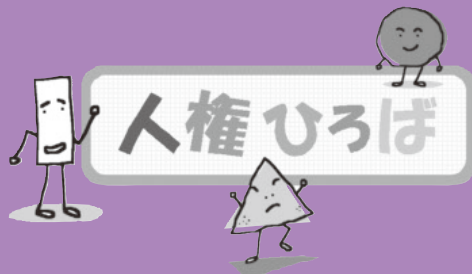
チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席

子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

チャイルドシートは後部座席に取り付けることをおすすめします。助手席のエアバッグは、運転席のものより大きく、膨らむ力も強力であり、重大な傷害につながる危険があります。やむを得ず助手席に取り付ける場合は、座席を最も後方に下げないようにしましょう。

チャイルドシートの正しい取り付けが、子どもの命を守ります。

問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298



問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G
☎55-9364

高齢者の人権

令和元年9月15日現在、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は約28%(総務省統計局人口推計)で、おおむね4人に1人が高齢者という、超高齢社会となっています。

こうした状況の中、高齢者の人権問題はどのようなものがあるでしょうか。津島市人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書(令和2年2月)から、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」「病院や福祉施設で不当な扱いや身体的、心理的などの虐待があること」が特に問題であると考えられます。

このような問題を解決するためには、人は誰も年齢を重ねると肉体的にも精神的にも、若い時と同じように活動することが難しくなることを認識し、自らの問題として捉えることが重要です。

日本の高齢化率は、今後も確実に上昇していくといわれています。高齢者が、それぞれの個性や能力と豊かな経験を生かし、生きがいを持って暮らしていくことのできる社会にしていくことが、求められています。

法務省からのお知らせ

～新型コロナウイルスに関する不当な差別や偏見をなくしましょう～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないよう、公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。



津島税務署からのお知らせ

問合 津島税務署 ☎26-21-61

確定申告会場にお越しになる方へ ～感染リスク軽減のための対応～

税に関する相談は、国税庁ホームページ掲載のチャットボットやお電話でも可能です。

※チャットボットはA-を活用した「税務職員ふたば」がお答えする自動会話プログラムです。



確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、入場整理券を活用して会場内へご案内することを予定しています。確定申告会場に入場するには「入場整理券」が必要です。

なお、現在、実施している事前予約による申告相談は、令和3年1月15日をもって一時終了し、令和3年1月18日から入場整理券による申告相談体制に移行します。

入場整理券の配付方法について

「入場整理券」は、当日、会場で配付しますが、全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

国税庁のLINE公式アカウントから 事前発行も行っています！

まずは、二次元バーコードを読み込んで、国税庁LINE公式アカウントと友達になってください。



ご注意ください！

- ・入場時に、当日配付した「入場整理券」もしくはLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。
- ・指定された時間に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

確定申告会場へお越しになる方への お願い

確定申告会場への入場の際には、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、後日、来場していただくようお願いいたします。

・来場の際は、マスクを着用していただき、入口等で手指消毒液をご利用ください。

・来場の際は、できるだけおひとりでお越しいただき、複数名でお越しの場合もできるだけ少人数でお越しください。

会場における感染症対策のご紹介

- ・会場内では、ソーシャルディスタンスを確保しています。
- ・会場は、清掃消毒を毎日行い、日中もこまめに換気やパソコン等の消毒を実施します。
- ・職員は、マスクとフェイスシールドを着用して対応し、頻繁にアルコール消毒を行っています。また、毎日の検温など体調管理を徹底しています。



自宅等からのe-Taxのお願い

感染症対策
のために

令和2年分の確定申告では、感染症対策の観点をおまえ、マイナンバーカードや税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅等からご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで提出いただくようお願いします。

e-TaxのID・パスワードの発行手続きは税務署の窓口で行うことができます。運転免許証等による本人確認を行った上で発行しますので、事前に申告される本人が税務署の窓口にお越しいただき、発行手続きをしてください。

また、e-Taxによる申告以外にも「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、郵送による提出も可能です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

☎<https://www.nta.go.jp>

提出先 〒496-8720 良王町2-31-1

津島税務署宛

国民年金保険料の前納について

国民年金保険料はまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます。
前納期間は半年・1年・2年で、支払方法は、口座振替・クレジットカード・納付書があります。
前納期間と支払方法により割引率が異なります。
口座振替・クレジットカードで前納する場合、申込期限が2月末となっています。

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200



国民健康保険一部負担金の減免

失業等により収入が著しく減少し、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難な場合に、その支払いを免除・減額・支払猶予する制度があります。

申請には、収入に関する証明書や申告書類等のほか、受診する医療機関の証明が必要です。

申請期限 減免理由が発生した日から6カ月以内

適用期間

免除・減額…申請月を含めて3カ月以内(再申請により更に3カ月以内を限度に延長可能)
支払猶予…6カ月以内

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が500円以下の場合には該当しません。また、同じ世帯でも、異なる医療保険に加入している家族の場合には合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

該当者には、2月以降に通知文またははがきを送付しますので、届きましたら保険年金課(市役所1階)で申請してください。

ただし、令和元年8月1日～令和2年7月31日の期間中、次に該当する方は通知文またははがきが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

①市区町村を越えて転居をした方

②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療保険に移った方

※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要となる場合があります。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

医療・年金G ☎24-1114

高齢介護課介護保険G ☎24-1117

地域包括ケアG ☎55-9471

